イギリスにおける強迫概念の変遷(一)

吉田和夫

一 はじめに

イギリス法において、契約締結時に、現実の脅迫がなされたり、あるいは厳密な意味での脅迫は存在するとは言いがたいものの、当事者間に事実上の地位ないし経済的な力関係の格差が存在するケースや、経済的困窮等が原因となり、それに乗じた事実上の強制によって一方当事者にとって不当な契約が締結されるケースについては、いくつかの救済手段が考えられる。イギリス法においては、伝統的に、コモン・ロー上の強迫(duress)及びエクイティー上の不当威圧(undue influence)の法理が重要な地位をしめていたとされる。(1)

もっとも、元来のコモン・ロー上の強迫概念は、とくに要件面では極めて厳格なものであり、たんなる「強制」(coersion, compulsion)があるだけでは、「強迫」の成立は認められにくいのであり、(2)成立が認められるためには、人の生命または身体に対して暴力を現実に加え、もしくは加えると脅し、または人を不法に監禁し、もしくは監禁す

ると脅かして畏怖を生ぜしめることが必要とされた。[3] 脅迫行為自体も、契約の相手方自身が行うこと、または少なくとも契約当時脅迫行為が行われていることを相手方が知っていることが必要と解された。[4]「監禁」は不法なこと、すなわち犯罪または不法行為となるものであることを要する。[5]

強迫の存否の判断が、客観的・画一的になされたことも厳格さの一つの現れと言えよう。すなわち、強迫の存否の判断にあたって、現実になされた「強制（脅迫）行為それ自体」と「被脅迫者に実際に生じた畏怖」の二つのファクターを前提にしたとき、もっぱら前者（行為の不法性）が重視され、後者（現実の畏怖）はあまり重要ではないとされており、[6] その対象は、志操堅固な（constant）人間ないし通常人が基準とされている。[7] さらに、コモン・ロー上の強迫の厳格さは、「人に対する強迫（duress of the person）」と「物に対する強迫（duress of goods）」という二分法にも現れている。すなわち、前者においては強迫が成立しうるが、後者については成立の余地はないというのである。[8]

このような状況はその後もほとんど変化することはなく、比較的最近まで続いた。その結果として、強迫という制度は現代社会で起こりうる契約類型において、一方当事者による何らかの強制が存在するケースをコントロールする方法としてはあまり適切ではないと一般的に考えられた。しかし、一九七六年以降、「経済的強迫」理論が判例上も用いられるようになり、従来の立場は変更され、その有する意味あいも変化するに至っている。さらに、契約責任の根拠をどの程度まで意思に求めることができるかという問題に関して一九七〇年代に活発になった議論にも影響を与えている。[9] 本稿では、まず、以上のような強迫概念の成立の経緯を概観する。

注

（1）一九七〇年代から一九八〇年代の判例の動向等については、拙稿「イギリス契約法における経済的強迫」早稲田法学会誌三七巻二二七頁（一九八七年）。

（2）A. G. GUEST, ANSON'S LAW OF CONTRACT 240 (26th ed. 1984).; R. GOFF & G. JONES, THE LAW OF RESTITUTION 204 (3rd ed. 1986); G. H. TREITEL, THE LAW OF CONTLACT 364 (8th ed. 1991).

（3）田中和夫『英米契約法（新版）』一一九―一二〇頁（有斐閣・一九六五年）。

（4）Talbot v. Boris [1911] 1 K.B. 854.

（5）田中和夫・前掲書一二〇頁。

（6）Ogilvie, Economic Duress, Inequality of Bargaining Power and Threatened Breach of Contract, 25 MCGILL L.J. 289, 290-291 (1981).

（7）*Id.*

（8）強迫の「効果」については若干争いがあり、従来の学説の多くは、第三者の利益を害する可能性のより少ない取消原因説をとっていた。判例はこの点につき従来必ずしも明確ではなかったが、近年の判例において、学説と同様に取消原因とする考え方が定着した（望月礼二郎『英米法［改訂第二版］《現代法律学全集》』三七一頁（青林書院・一九九〇年））。従来の判例の詳細については、及川光明「イギリス法における強迫（duress）の効果に関する一考察」亜細亜法学二巻一号一五八頁（一九六七年）参照。

（9）J. BEATSON, THE USE AND ABUSE OF UNJUST ENRICHMENT——ESSAYS ON THE LAW OF RESTITUTION 97 (1991).

二　「物に対する強迫」と「争いの協定（compromise）」

一　少なくとも初期においては、「強迫」の観念は犯罪ないしは不法行為と密接な関連を持っていた。言葉をかえ

ると、犯罪ないし不法行為に対する法的コントロールの副産物にすぎず、[10] あるいは、犯罪ないし不法行為の中に吸収同化されてきたといわれる。[11] このような内容を持つ強迫法理は、一三世紀中葉にはすでに確立し、こく最近に至るまで当初の観念はほぼそのまま維持されてきている。[12] その結果、強迫法理は、当初から、要件を充足するに足りない軽度な強制が加えられた場合には実際には機能せず、エクイティー上の不当威圧（undue influence）によって補完された。[13] このため、最近に至るまで強迫に関する関心は薄く、[14] それに加えて一八七三年裁判所法の制定によってコモン・ローとエクイティーが統合されてからは、強迫それ自体を論ずることは無意味となった[15]と見ることが可能とすれば、さらに重要性ないし実益は少なくなると言えるだろう。あるいは、より一般的に言って、理論上も、強迫法理は、意思理論の帰結として極端に限定され、一九世紀には事実上その適用の場を失っていたという見方もある。[16]

要件が厳格であることの他に、このような技術的あるいは理論的な問題も、本法理の展開を妨げたと考えられる。

二　次に、具体的な紛争にそくして強迫が争点となり得る事案を概観するとき、そこに現れた諸準則は、一見すると奇異なものであった。確立された準則を以下のように整理することができる。[17]

A．「人に対する強迫」――たとえば、YがXにピストルをつきつけて金銭支払を要求する場合。

(i)　XがYの要求に屈し金銭を支払った場合、Xは支払った金銭の返還を求めることができる。[18]

(ii)　Xが将来金銭を支払うことを約した場合には、Yによる金銭支払請求訴訟において、抗弁として強迫の存在を主張することができる。[19]

B．「物に対する強迫」――Zは、X所有の高価な絵画を不法に、しかしXの身体に対する有形力の行使を伴わずに、占有し、もしXが金銭を支払わない場合には、その絵画を棄損すると脅迫する場合。

(i) Xが直ちに金銭を支払った場合には、後にその返還を求めることができる。[20]

(ii) Xが将来金銭を支払うことを約した場合には、オーソドックスな見解によれば、Zによる金銭支払請求訴訟において、Xは強迫の抗弁を行うことはできない。[21]

特に問題となりうるのは、物に対する強迫による合意は取り消し得ないとするB(ii)である。その先例とされるSkeate v. Beale[22]は次のような事件である。

原告X（土地賃貸人）は被告Y（土地賃借人）の地代滞納を理由として、Y所有動産に対して自救的動産差押(distress)を行うとともに、滞納地代が支払われないならば、差押さえた動産を処分すると述べた。Yは、Xの自救的動産差押を解除するため、Xの要求に応じて、一部を即金で、残金は一ケ月以内に支払う旨約した。Xの提起した支払請求訴訟において、Yは、Xの差押は違法(wrongful)であり、Yの合意は強迫によるものであったと抗弁した。裁判所はYの抗弁を認めなかった。

Xの行った自救的動産差押は、自力救済の一種であるが、一般にコモン・ローは自力救済を承認し、ただ自力救済によって人身や財産に対して不必要ないし不相応な損害がもたらされることを避けるのに必要な限度で、これを制限する態度をとっている。[23]賃料不払に関して言えば、賃貸人は賃借人の借りている土地に立ち入り、そこにある賃借人の動産を差し押えることができ、さらに賃料不払が続くときは、賃借人に通告したうえで、その動産を自助売却できる(distress for rent)。[24]このように賃貸人の自助売却が比較的容易に認められるということになると、[25]賃借人としてはそれに早急に対処する必要に迫られる。そこに差押と強迫との関連性が判例上しばしば論じられる下地がある点には注意を要する。また、争いの協定（和解）が存在したと解し得る可能性も生じてくることが多い。

強迫によって財産が引渡されたり、サーヴィスが提供されたとしても、それは強迫法理の対象外となってくる可能性がある。前者では、財産上の権利（title）自体は移転せず、被強迫者は横領（conversion）ないし動産返還訴訟（detinue）によってその返還を求め得ることになる。[26] 後者では、被強迫者は提供労務相当金額の請求（*quantum meruit*）を行うことによって、合理的な額の報酬を求め得るとされる。[27]

三　以上のようなさまざまな制度が適用される結果、純粋に強迫法理のみが適用されるケースは必ずしも多くはないということができる。Skeat v. Beale 事件のような場合には、地代債権の存在が推認され、それによる自救的動産差押は有効であるとも考えられる。そして土地賃借人の支払（約束）は、自由意思による支払（約束）であるか、あるいは地代額に争いがある場合には、争いの協定がなされたと解すべき場合も生じてくるであろう。

注

（10）Dawson, Economic Duress——An Essay in Perspective, 45 MICH. L. REV. 253, 254 (1947).

（11）Ogilvie, *supra* note 6, at 291.

（12）*Id.*

（13）厳格なコモン・ロー上の強迫の要件を充たさない程度の強制・圧迫に関しては、エクイティー裁判所が大きな役割を果たしていた。不当威圧に関しては、及川光明「英米法における不当威圧の法理の生成とその態様」亜細亜法学一巻一号一五五頁（一九六六年）、木下毅『英米契約法の理論〔第二版〕』三五四頁以下（東京大学出版会・一九八五年）等参照。

（14）J. BEATSON, *supra* note 9, at 95.

（15）一八七三年の裁判所法（Judicature Act 1873）によって、コモン・ローの準則とエクイティーの準則とが抵触する場合には、エクイティーの準則が優先することとなった。これによって、コモン・ロー上の強迫は、エクイティー上の不当威圧の広範な概念に吸収され、強迫の限界如何を問題にすることは実際上不必要となった（田中和夫・前掲書二〇頁、伊藤正己

編著『英米法概論（現代法律学演習講座）』二三〇頁（青林書院・一九八八年）、砂田卓士『イギリス契約法〔改訂版〕』九八頁（鳳舎・一九七五年）等）。しかし、厳密に言うならば、前述のように、強迫の効果を無効（void）と解し（少数説）、不当威圧の効果を取り消し得る（voidable）ものと関する見解を採った場合には、その範囲においては強迫の限界を明確にしておく必要があるということになろうか。

(16) P.S.ATIYAH, THE RISE AND FALL OF FREEDOM OF CONTRACT 435 (1979).

(17) R.GOFF & G.JONES, *supra* note 2, at 206.

(18) Fraser v. Pendlebury (1861) 31 LJ(N S)CP 1; Carter v. Carter (1829) 5 Bing. 406.; R.GOFF & G.JONES, *supra* note 2, at 97.

(19) Kaufman v. Gerson [1904] 1 KB 591; Skeate v. Beale (1841) 11 Ad. & El. 983; Scott v. Sebright (1886) 12 P.D.21.

(20) Astley v. Reynolds (1731) 2 Str. 915; T.D.Keegan Ltd. v. Palmer (1961) 2 Lloyd's Rep.449.

(21) Skeate v. Beale, *supra* note 19.

(22) *Id.*

(23) 田中英夫『英米法総論（下）』五二八頁（東京大学出版会・一九八〇年）。

(24) 同書五三三頁。

(25) この点にかかわる英米法の特色については、田中英夫『英米法総論（上）』二二一二三頁（東京大学出版会・一九八〇年）参照。

(26) Beatson, Duress as a Vitiating Factor in Contract, 33 CAMB. L.J. 97, 99 (1974).

(27) *Id.* なお *Quantum meruit* と関しては、小林規威『英国建築契約法』一四六頁以下（千倉書房・一九六〇年）参照。

三　争いの協定（compromise）[28]

強迫法理は、以上のように争いの協定の準則とオーバーラップすることが多いということになる。その場合、争いの協定の合意が拘束力を有するか否かを決するためには、さらに約因の存在が確定されねばならない。

一般に有効に成立した請求権を行使しない旨の約束、あるいは善意で権利ありと信じる者がその主張を放棄する旨の約束[29]は、それに対応してなされる約束に対する有効な約因となる[30]。たとえば、債権者は、債務者が当初の約定を超える金利を支払うこと、あるいは増担保を提供することと引き換えに、支払を一定期間猶予することがあるが（訴の抑止）[31]、こういった状況では、債務者は支払猶予を受ける点で利益を得る一方で、債権者はその期間金銭を手中に収めることができないという損失を被っているから、双方の約束はそれぞれ有効な約因たり得るとされる[32]。その場合、たとえ猶予期間が約定されなかったとしても同様であり、裁判所が合理的な期間を定めることになる[33]。

以上が典型的な事例であるが、債権者の有する「請求権」が法律上の根拠を全く有していなかったときでさえ、争いの協定の合意が有効とされる場合がある。成立につき争いのある請求権行使に関して争いの協定がなされる場合には、たとえその請求が法的根拠を欠くことが後で判明したとしても、一定の条件が充たされるならば、その合意は拘束力を有し、それに基づく請求を強行し得ることとなる[34]。ただし、このケースで錯誤の成立が認められる場合もある[35]。

このように、古くは争いの協定の合意は、その基礎となる請求権が有効に成立している場合に限って、拘束力を有

したのであり、[36] そうした場合は特に問題は生じない。[37] しかし一九世紀になるとそのような立場はとられず、請求権の存在につき疑問がある場合にも、拘束力ある争いの協定の成立が認められるようになった。判例は以下のように整理することができる。[38]

(a) AがBに対し請求権を強行しない旨約し、Bがそれに対し何らかの約束をしたが、Aの有する請求権が無効だった場合。

この場合、Aには何らの損失もなく、Bにも利益は存しないため、原則としてAの約束は約因たりえない。たとえば、賭屋（bookmaker）が客に対し賭金を請求しないかわりに客から約束を得る場合、Aの請求権は無効であるから約因とはならず、争いの協定は成立しない。[39]

(b) Aが、法律上有効であるかが疑わしい請求権を放棄するかわりに、Bから約束を得る場合。

Aの行為は有効な約因たり得る。少なくとも、一方当事者の利益あるいは他方の損失となる可能性が存在するからであるとされる。[40] たとえばHigh v. Brooks (1839) 10 A. & E. 309. で、被告は、もし原告が被告から得ていた担保を放棄するならば、一定額の金銭を支払う旨約した。裁判所は、その担保の有効性は疑わしいが、争いの協定の合意は拘束力を有すると判示した。本件では、「担保」という語の内容は曖昧なものであったにもかかわらず、[41] 争いの協定の成立が認められた。

(c) Aが、法律上は明らかに無効（bad）ではあるが、有効であると信じていた請求権を放棄する場合。

この場合も、Aの行為は有効な約因たり得る。[42] Aは、自らが有効であると信ずる請求権を放棄したのであり、その点で損失を被っているからであると説明される。しかし一般的には、約因を構成するためには何らかの客観的価値が

必要であるとされ、主観的価値のみでは十分ではないとされる[43]以上、この説明は根拠を欠く。実際問題としても、請求権を放棄した当事者がもし訴を提起していたとしても、敗訴する可能性が極めて大きく、訴訟費用等の損失を免れたという点ではかえって不利益を被らずにすんだともいえる[44]。また、相手方には訴訟に巻き込まれずにすむという利益が存するようにもみえるが[45]、このような利益を約因と呼んでもよいかは疑問である[46]。

結論としては、請求権が法律上無効である場合に、Aの損失及びBの利得に関する正確な定義を下すことは困難である。しかし実際上はこの準則は完全に確立しており、その理由は、裁判所が合理的な争いの協定を支持する方が望ましいと考えたからであったとされる[47]。すなわち、準則(c)は、約因の欠缺よりはむしろパブリック・ポリシーによって決定されることとなる[48]。言いかえれば、争いのある権利に関して善意で争いの協定がなされた場合には、約因の欠缺を理由としてその効力を争うことはできなくなると解されている[49]。

ただし準則(c)には、いくつかの制限が付されている[50]。すなわち、(i)放棄された請求権は、真実は無効なものであるとはいえ、それ自体合理的なものであること[51]、(ii)放棄者が、訴を提起したとすれば勝訴するだけの十分なチャンスがあると善意で信じていたこと、(iii)請求権の有効性に影響を与えるような事実を、相手方に隠していなかったということ[52]、が明らかである場合に限って、争いの協定は拘束力を有することになる。こうした制限が付されるのは、他方に全く利益が存しない場合には争いの協定の公正性に疑問が生じ得るからであるとされる[53]。

前述したBの事案（物に対する強迫）で、ZがX所有の絵画につき留置権を有する旨主張し[54]、XがZの請求に応じた場合に、Xの行為に関してはいくつかの説明が可能となる[55]。第一に、Zの請求が正当であるとの認識をXがもっており、それに応じたか、あるいはZの訴提起を思い止まらせるために請求に応じた場合があり得る。第二に、Zの請

求の正当性を内心では疑っている場合がある。これは争いの協定の事案であり、二で述べたように、かなり広い範囲で拘束力が認められる。第三に、これを上記二類型から区別することはやや困難であるが、Xは、Zの請求が法律上の根拠を欠くことを知ったうえで、その旨の主張を行う一方で、支払（約束）をする場合がある。Xは、絵画を取り戻すためには、そうすることが唯一の手段だと考えたからである。その際にXはZに対して、決して争いの協定も請求の認諾もしないことを明らかにしておかねばならない。(56) 結局、Zの請求に応じることを余儀無くされ、そのために支払（約束）が物に対する強迫によってなされたものであると主張できるのは、この第三の場合に限定されることになる。

注

(28) "compromise" は「争いの協定」、「争訟の抑止」、「和解示談」等を意味するが、以下では「争いの協定」と表記することにする。

(29) 谷口知平『英米契約法原理』一四二頁（有斐閣・一九三二年）。

(30) A. G. GUEST, *supra* note 2, at 82; P.S.ATIYAH, AN INTRODUCTION TO THE LAW OF CONTRACT 138 (4th ed. 1989); G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 82; Greene v. Church Commissioners for England (1974) Ch. 467.

(31) 谷口知平・前掲書一四二頁。G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 82; G. H. TREITEL, AN OUTLINE OF THE LAW OF CONTRACT 37 (2nd ed. 1979).

(32) Crowther v. Farrer (1850) 15 Q.B.677.

(33) Payne v. Wilson (1827) 7 B & C 423; Oldershaw v. King (1857) 2. H. & N. 517.

(34) Beatson, *supra* note 26, at 100.

(35) P. S. ATIYAH, *supra* note 30, at 138. ただしそこで挙げられた事例は、紛失したはずの領収書が、争いの協定に基づく支払後に発見された、というものである。

(36) Jones v. Ashburuham (1804) 4 East 455; Beatson, *supra* note 26, at 100.; G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 82.

(37) G. H. TREITEL, *supra* note 31, at 30.

(38) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 69-71. なお, Beatson, *supra* note 26. at 101. の分類は, (a)裁判所の立場としても, 先例の評価あるいは解釈の点で困難を生ずるような請求権, (b)客観的には（裁判所から見れば）明らかに無効だが, 当事者間では争いがある請求権, というものであり, (a)では問題なく拘束力のある争いの協定が成立すると解している。

(39) Hyms v. Coombes (1921) 28 T.L.R.413.; Burrell & Sons v. Lever (1826) 42 T.L.R.407; Peteliakhoff v. Teakle (1938) 2 K.B.816. この結論は, Aが善意であっても変わらない (A. G. GUEST, *supra* note 2, at 101.)。

(40) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 82.

(41) Beatson, *supra* note 26, at 101.

(42) Cook v. Wreight (1861) 1 B. & S.559.; Callisher v. Bischoffsheim (1870) L.R.5 Q.B.449.

(43) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 83.

(44) *Id.*

(45) Callisher v. Bischoffsheim, *supra* note 43.

(46) G. H. TREITEL, *supra* note 2. at 83.

(47) G. H. TREITEL, *supra* note 31, at 38.

(48) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 83.

(49) そのように解さない限り, 争いの協定は, 常に約因の欠缺を理由とする訴訟によって, 後に争いを残すことになるからである (P. S. ATIYAH, *supra* note 30, at 103.)。

(50) M. P. FURMSTON, CHESHIRE AND FIFOOT'S LAW OF CONTRACT 72 (10th ed. 1981). なお, P.S. ATIYAH, *supra* note 30, at 100. は, 善意 (good faith) であれば足りるとする。

(51) Cook v. Wreight, *supra* note 43, at 559. では,「一方において合理的な請求権が存在し, かつ善意で請求したのでない場合には, 争いの協定のための基礎は何等存在しない」とされ, Callisher v. Bischoffsheim, *supra* note 45, at 452. では,「善意で, 訴訟が成功に終わるチャンスがあると信ずるならば, 彼は訴提起の合理的な根拠を有している」とされた。

(52) Cook v. Wreight, *supra* note 42; Miles v. New Zealand Alford Estate Co. (1886) 32 Ch. D. 266.

(53) P. S. ATIYAH, *supra* note 30, at 103.

(54) 修繕者としての留置権（lien）を主張したり、質権の存在を主張する場合（Astley v. Reynolds (1731) 2 Str. 915.）もあり得る。こうした場合Zは絵画を他へ売却する事実上の（de facto）権原を有しており、その譲受人に良権原（good title）を与えることができる（Beatson, *supra* note 26, at 99.）

(55) Beatson, *Id.* at 103-104.

(56) 「異議留保（protest）」は、そのための一つの証拠となる。

四 Skeate v. Beale[57] 以前の判例

Astley v. Reynolds (1731) 2 Str. 915. は次のような事案である。XはYから金を借り、延金（plate）を質入れした。後にその返還を求めたところ、Yは、法律上認められた率以上の利息の支払を要求し、支払なき限り延金を返還しないと述べた。Xは異議を述べたが、Yはこれを拒絶した。Xは、約定した率以上の利息を支払うべき義務の無いことを知りながら、やむを得ずYの要求した額を支払った。裁判所は、Yに対して、受領した金銭を返還すべき旨の判決を下した。その際に強調されたことは、XはYの要求額が過大であることを知り、Yに対して異議を述べていたということであった。すなわち、Xは、Yの要求に自らの意思で応じていたのでも、争いの協定の合意を行っていたのでもなかったと判断された。[58]

Lindon v. Hooper (1776) 1 Coup. 414. では、返還請求は認められなかった。Yは、X所有の家畜によって損害

を被ったとして、その家畜を留置し、損害賠償の支払を求めた。[59] Xは一応要求額を支払い、後にその返還を求めたところ、Xの要求は認められなかった。事実関係によれば、Yが損害賠償請求権を有していることは明らかであり、それに関してXY間で争いの協定が合意されたものと解することができる。したがって、Xの支払はその自由意思によるものである。

Knibbs v. Hall (1794) 1 Esp. 84. はやや微妙な事件である。X（賃貸人）はY（賃借人）に対して賃料の支払を請求したが、Yはその要求額につき異議を述べ、それよりも少ない額を提供した。Xは要求額全額を支払わないならばY所有動産に対して差押を行う（distrain）とYを脅迫した。Yは差押を回避する目的でXの要求に応じた。Kenyon 卿は、差押が行われたとしても、Yは動産占有回復訴訟（replevin）を提起し得たのであるから、結局Yの支払は自由意思による支払であったと判示した。Kenyon 卿が示唆するのは、脅迫に屈する以外に採り得る救済手段を被脅迫者が有している場合には、強迫の成立は認められにくくなるということである。この範囲において本件はAstley v. Reynolds と矛盾する。Astley v. Reynolds では、他の救済手段が存在していたからといって、そのことは救済の妨げとはならないとされた。[60] ただ二つの判決の事実関係は若干異なっている。本件では現実の差押は行われておらず、また過去に差押が行われたとの証拠も存在しないとされた。つまり所有動産が他へ売却されてしまうおそれは、脅迫の時点では、未だ潜在的なものに止まっていたと考えられる。[61]

最後に Atlee v. Backhouse (1828) 3 M. & W. 633. が重要である。Commissioners of Excise はX所有の酒樽を差押え、没収（condemnation and forfeiture）手続き進行のため、財産評価（appraisement）令状を取得した。Xは没収を回避するため、差押物件の価格にみあう金銭を支払うことに同意し、支払った。ところが後日、その差押

が不法（wrongful）であることが判明し、Xは金銭の返還を求めた。消費税委員会は、Xの金銭支払は自由意思による争いの協定の合意の履行としてなされたものであり、十分な約因も存在する以上、Xの主張は根拠を欠く、と主張した。なお、当事者双方とも、差押が不法（illegal）であることを、差押当時は知らなかった。裁判所は、Commissioners of Excise 主張を認めて、Xの請求を斥けた。本件は、基礎となる請求権が客観的に無効である場合にも、有効な争いの協定の成立を認めた点でも重要な判決である。

Skeate v. Beale 以前の判決については、このように争いの協定の準則内で把握することも可能である。Denman 卿自身も判決文中で、Skeate v. Beale は争いの協定あるいは自由意思による支払の事案と考えることもできる旨示唆している。すなわち、Denman 卿は、Lindon v. Hooper (1776) 1 Coup. 414. および Knibbs v. Hall (1794) 1 Esp. 84. を引用したうえで、「たとえ本件で支払の合意がなされる代わりに、金銭が支払われていたとしても、金銭の返還を求める訴は奏効し得なかったであろう」と述べている。このような判示により、本件の先例としての価値は低くなったと考えられる。(62) さらに、Wakefield v. Newborn (1844) 6 Q. B. 276. で Denman 卿は、Skeate v. Beale は、「当事者は、自由意思により処分行為を行ったのであり、払うべき義務あるものを支払うことを選択した」事案であったと判示している。

結論としては、確かに物に対する強迫によってなされた約束は取り消し得ないということを、いわば傍論として述べる判例は存在するけれども、このような見解を判決理由として明言する判決は存在しない、と言うことができる。

注

(57) *supra* note 9.

(58) 本判決と、Skeate v. Beale とは、表面的には矛盾する。これに対する説明としては、前者の救済は準契約法上の救済であるとするものと、両者の時代的背景の相違を挙げるものとがある。

(59) 本件のような場合は、「加害者の自救的差押（distress damage feasant）」と呼ばれる。即ち、自己の占有する土地内で家畜その他他人の所有物が実損害を与えた場合には、賠償があるまでその物を差し押さえておくことができる。法（Animals Act 1971）は、危険な種類の動物の定義に該る動物が与えた損害につき、厳格責任を認めているとともに、詳細な規定を設けている（田中英夫・前掲書（下）五三三頁参照）。

(60) 他にとり得る手段の存否は、経済的強迫の認定基準に関する議論でも重要な一ファクターであるとされている。

(61) Beatson, *supra* note 26, at 105.

(62) Beatson, *supra* note 26, at 105–106.

五　現実の支払と支払約束

一　物に対する強迫によって支払われた金銭が、（準契約法上）回復され得ることは判例上明らかであり、この限りにおいては、強迫行為の対象が動産または不動産である場合（前記設例B(i)）と人である場合（前記設例A(i)）とで差異は生じない。これを支払約束がなされた場合（前記設例A(ii)、B(ii)）と比較すると、被強迫者の行為を「自発的（voluntary）」と評価し得ないという点からは、両者を特に区別すべき理由は存しない。[63] 支払約束がなされた場合と現実の支払がなされた場合とを区別することは、イギリス法特有のものであるが、[64]「非論理的な」[65]解釈であるとされる。

こうした点につき説明するものはほとんど見当たらないが、Atiyah によれば、物に対する強迫によって約束がな

された場合、それを取消すことができないという準則（Skeate v. Beale 事件）は一八世紀の準則であり、これに対して実際に金銭が支払われた場合、それを取り戻すことができるという準則（Astley v. Reynolds 事件）は一九世紀の準則である（両者の相違はたんに歴史的なものにすぎない）とされる。[66] つまり、自由競争に基づく市場経済秩序が維持される一九世紀契約法においては、商事上の圧迫（commercial pressure）が課されることは通常起こり得るものであるから、それだけでは救済根拠として不十分であると説明されている。[67]

二　ところで、物に対する強迫の結果としてなされた約束は有効な約束であり取消し得ないとの見解が承認されるとした場合には、その結果として、不法な状況（不法留置・占有等）を終わらせる約束は十分な約因足りうるとの見解をも承認しなければならないことになる。これは明らかに一般原則に反する。[68] もし請求権が無効なものであることを当事者が知っているならば、あるいはそのことが被脅迫者の対応（すなわち要求に応じるわけでも、争いの協定に合意するのでもないことを明らかにしておくこと）によって確認されていたとするならば、[69] 十分な約因が存在していたとはいえない。[70] 原則として、既存債務を履行する約束は約因とはならないからである。[71] Tamvaco v. Simpson (1866) L. R. 1 C. P. 363. は、このような見解をとっていると考えられる。本件の事実関係は次の通りである。

石炭が被告Y所有の船で運搬された。原告Xは運送料の半額を第三者Aに支払い、AはYに対して流通証券（negotiable instrument）を交付した。YはAが破産したことを知り、Xに対して運送料全額の支払あるいはAの交付した流通証券の保証を求め、Xがそれに応じない場合には船荷を引き渡さないと主張した。Xが、Yの要求額とXが既にAに支払った金額との差額を提供したところ、Yは受領を拒絶した。結局、Xは要求通りの保証を与えたため、船荷は解放された。

財務控訴裁判所（Court of Exchquer Chamber）は、民訴裁判所（Court of Common Pleas）の判断を支持し、原告Xの請求を認容した。

本件では、X側が異議留保（protest）を行っていたということもあって、争いの協定は問題とはならない。そして、Yは運送料の半額に相当する流通証券を受領していたのであるから、留置権（lien）は船荷の半分のみに及ぶはずであった。したがって、Yの留置は不法であり、Xの代理人の行った異議留保によって争いの協定の不存在は明らかである。結局、本件では、不法な留置による強迫→保証約束→船荷解放→保証に基づく支払、の順に進行したにもかかわらず、金銭の返還が認められており、従来の立場とは矛盾している。(72)

三　動産の不法留置による圧迫に関しては、例外がある。公運送人（common carriers）による経済的圧迫を扱った一九世紀の一連の判例がそれである。典型的な事例は、鉄道会社もしくは運河における輸送会社が、当初の約定額を越える金銭の支払を求め、その支払約束がなされるまでは会社の占有する荷物等の引渡を拒絶するというものである。リーディング・ケースとされる Parker v. Great Western Ry. Co. (1844) 7 M. & G. 252. において、原告Xは、目的物を受領するために止むなく支払った金銭の返還を求めたところ、裁判所はその請求を認容した。Tindal首席裁判官は、被告会社Yが私法律（Private Act）(73)に基づいて運営されているという事実を強調した。すなわち、法がYに特権を付与していることによって、当事者間には取引能力の不均衡が存在しているが、それは濫用されてはならないとされた。このように、特定の領域ではあるが、取引能力の不均衡が強迫との関連で問題とされていたことは注意を要する。(74)

注

(63) M. P. FURMSTON, *supra* note 50, at 275; G. H. TREITEL, *supra* note 2 (5th ed.), at 307.

(64) アメリカでは経済的強迫による契約取消が広く認められている。アメリカのある学者は、Astley v. Reynolds 事件を経済的強迫の第一のケースと見ており、それを様々な局面で適用している (Dalzell, Duress by Economic Pressure, 20 NORTHERN CALIFORNIA L. REV. 237, 341 (1942).)。

(65) 「イギリスの裁判所は、強迫の際に金銭が支払われた場合と、将来における支払約束がなされた場合との間の非論理的な区別にエネルギーを投入してきた」(Ogilvie, *supra* note 6, at 293.)。

(66) P. S. ATIYAH, *supra* note 16, at 435-436.

(67) *Id.*

(68) Beatson, *supra* note 26, at 107.

(69) この場合は、争いの約定は成立しないことになる。

(70) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 82-83; M. P. FURMSTON, *supra* note 50, at 69-70.

(71) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 85-86.

(72) G. H. TREITEL, *supra* note 2, at 366.

(73) Private Act（個別法律）は、Public Act（一般法律）と対比される。前者は、特定の地域または特定の個人もしくはグループに限って適用される。詳しくは、田中英夫・前掲書（上）三九一四〇〇頁、（下）四九八—四九九頁参照。

(74) 笠井修「イギリス契約法における交渉力の不均衡法理の形成」一橋論叢八九巻六号一一四頁、一一五頁参照（一九八三年）。

六　小　括

判例にあらわれた事案を検討した限りにおいては、その多くは新たな合意がなされるより以前に当事者間に何らかの（契約に限らない）債権債務関係が生じている事案であり、物に対する強迫によって全く新たな契約関係が形成された事案はほとんど見当たらない。その結果、多くは争いの協定（compromise）に基づく自発的な合意ないし支払と評価することができる。その意味ではリーディング・ケースとされる Skeate v. Beale の先例的価値にも疑問が生じることになる。もともと強迫の判定規準として画一的・客観的な規準を提示することは、極めて困難であり、長い空白期間を経た後、近時、経済的強迫をめぐる議論の中で新たに検討されている。

ともあれ一八七三年の裁判所法制定によるコモン・ローとエクイティーの統合によって、以後強迫を理由とする訴がほとんどみられなくなったことは確かである。エクイティー上の不当威圧の判定にあたっては、当事者間の「関係」[75]が重視されることとなり、当事者間に一定の信頼関係[76]がある場合には不当威圧の存在が推定され、かえってコモン・ローよりも画一的な処理が行われていたともみることもできる。一定の信頼関係が存在しない場合には、具体的な事実関係が調査されたが、当事者間の「関係」が重視されることは同様であった。こうした発想は、対等な取引能力を有しない当事者間の契約を規制する法的手段として応用され、不当威圧法理（非良心的取引法理）の延長として取引能力不均衡法理が判例上論じられるに至っている。

注

(75) 木下・前掲書参照。

(76) 例えば、親と子、婚約者間、弁護士と依頼人、後見人と被後見人、教職者と信者、受託者と受益者、代理人と本人、医師と患者間の取引では、不当威圧の存在が推定される。